

問い合わせ先

海上保安庁交通部整備課浮標室

上原美智雄(主任浮標技術官)

☎ 03-3591-6361(内線 6801)

03-3591-7913(夜間直通)

平成20年4月25日

海上保安庁



平成19年度における海上標識への船舶接触事故について

(「当て逃げ」の判明率 平成14年度以来過去最高!)

平成19年度における海上標識(灯浮標及び浮体式灯標)への船舶接触事故は、前年度の103件から、20件減の83件となりました。

(詳細は、別紙の「灯浮標等への船舶接触事故発生状況」を参照下さい。)

83件の事故のうち、海上保安庁へ通報することなく、現場を立ち去る、いわゆる「当て逃げ」が62件(74%)と高い割合を占めています。

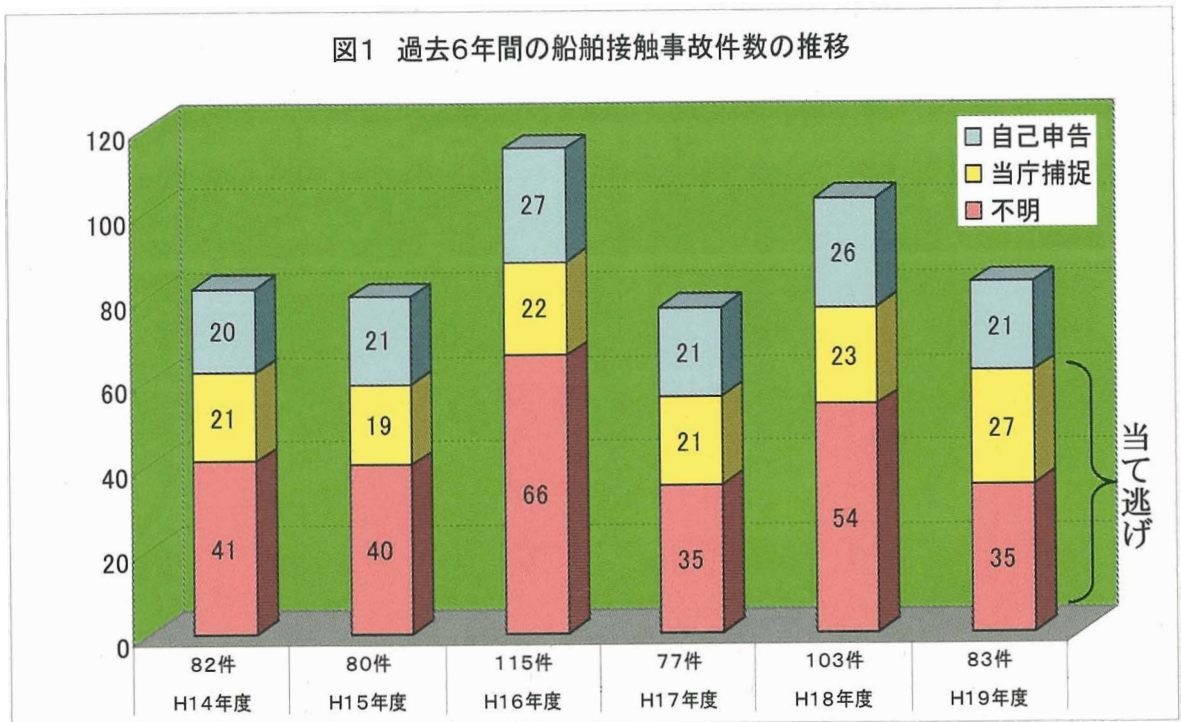
しかし、この「当て逃げ」の判明率(捕捉)が平成14年度以来では、初めて40%を超えました。これは従来の当て逃げ対策に加え、船舶の動静監視能力の向上により船名の特定が容易になったことによるものと考えられます。

灯浮標等への接触は、接触した船舶にも大きな危険があり、過去には自船が浸水し半没状態となってしまった事故も報告されています。また、灯浮標等が沈没したり、位置が移動したり、灯火が消えたりすると、本来の目的である航路や障害物を明示するという役割が果せなくなり、その役割とは逆に障害物となって他の船舶に危険を及ぼすこととなります。

船舶運航者の皆様には、灯浮標等への接触事故を起こさないよう安全運航に努めるとともに、万が一灯浮標等に接触した場合、他船が灯浮標等に接触する事故を目撃した場合や灯浮標等に損傷を発見した場合には、最寄りの海上保安部署又は118番へ通報していただきますようお願いいたします。

1. 灯浮標等への船舶接触事故発生状況

海上保安庁では、港湾、航路、狭水道、浅瀬などに灯浮標及び浮体式灯標等を全国に1,424基設置していますが、毎年多くの船舶接触事故により被害を受けており、平成19年度は、灯浮標で67件、浮体式灯標で16件、あわせて83件の事故が発生しています。



灯浮標の船舶接触事故事例
「佐賀関北方航路灯浮標（大分）」



浮体式灯標の船舶接触事故事例
「名古屋港東航路第六号灯標（名古屋）」

2. 当て逃げ対策

平成19年度に発生した「当て逃げ」62件のうち、27件については当庁が捕捉しましたが、残りの35件については加害船が判明していません。

海上保安庁では当て逃げ対策として、灯浮標等にマーキング装置を取付けて加害船の発見に役立てるとともに、注意喚起ポスターを関係先へ配布し注意を呼びかけています。

マーキング装置とは、船舶が灯浮標に接触した際に装置先端のセンサーが折れ、内部の特殊塗料がバネ圧によって加害船方向に噴射され船体に付着、衝突加害船の判明を容易にさせる装置で、全国263標識に設置されています。

また、灯浮標等には管理する海上保安部に通報する装置も取り付けられています。

